

浜松市立城北小学校PTA規約

第1章 名称

第1条 本会は浜松市立城北小学校PTAと称し、事務局を同校内に置く。

第2章 目的及び活動

第2条 本会は保護者と教師が協力して相互の教養を高め、児童のより良い環境を作ることにより福祉を増進し、心身共に健康な児童の成長をはかることを目的とする。

第3条 本会は前条の目的をとげるために次の活動をする。

1. 良い保護者、良い教師となるように努力する。
2. 民主的な教育に対する理解を深め、学校教育に対して協力する。
3. 家庭と学校が一体となって児童の活動を援助保護するとともに、その指導にあたる。
4. 児童の生活環境を良くするとともに、家庭教育、社会教育の向上・振興に協力する。
5. 地域社会における連帯感と市民性の育成に努める。
6. 会員相互の研修をはかる。

第3章 方針

第4条 本会は教育を本旨とする民主団体として次の方針に従って活動する。

1. 児童の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
2. 特定の政党や宗教に偏ることなく、また、営利を目的とするような行為は行わない。
3. 本会または本会代表者の名で公私の選挙候補者を推薦しない。
4. 本会は学校の施設環境などの改善向上に協力し、直接学校の管理や教師の人事には干渉しない。
5. 本会の活動において、すべての児童は平等に扱われ、児童及びその保護者の属性によるあらゆる形態の差別をしてはならない。

第4章 会員（城北キッズサポーター＝サポーター）

第5条 本会のサポーターになることができる者は、次の通りとする。

1. 城北小学校に在籍し、入会届を提出し受理された児童の保護者またはそれに代わる者。
2. 同校に在籍し、入会届を提出し受理された教師。

第6条 本会の入会および退会は、次の通りとする。

1. 本会の入会については、加入についての意思を毎年4月に電子処理を含む文書にて、確認することとする。
2. 会員は退会届の提出をもって、いつでも本会を退会できる。

第5章 サポートセンター

第7条 サポートセンター

1. 本会には次のサポートセンター員を置く。
 - 代表 1～2名程度
 - 会計担当 1名
 - IT担当 1名
 - センター局員 若干名（内、教頭1名）
2. サポートセンター員の任期は原則2年とし、再任をさまたげない。ただし連続の任期は4年を限度とする。
3. サポートセンター員の任期は選任を受けた年度を単位とするが、引継ぎの期間は任期に含まない。
4. 前代表（旧会長）及び校長は顧問とする。また、その他必要に応じて校外顧問若干名を置くことができる。
5. サポートセンター員の選考方法については、これを別に定める。

第8条 サポートセンター員の職務は、次の通りとする。

1. 代表は協力または分業して会務を統括する。
2. センター局員は代表を補佐し、代表に事故ある時はこれを代行する。
3. 会計担当は、次の職務を行う。
 - （1）会計は、総会で決定した予算に基づいて、一切の会計事務を処理する。
 - （2）年度末において、会計監査を経たのち、決算報告を行う。
 - （3）本会の財産を管理する。
 - （4）予算の立案について協力する。
4. IT担当は、次の職務を行う。
 - （1）総会及びサークル統括部会、サポートセンター会の議事並びにこの会の活動に関する重要事項の記録を管理する。
 - （2）記録・通信その他の書類を保管する。
 - （3）代表の指示に従って会の事務を行う。
 - （4）ICT関連の責任者とし、ホームページ、SNSなどの管理を行う。
5. 第6条のサポートセンター員が上記の人数を満たさなかった場合、PTA活動を休止できる。また休止が2年間続いた場合は、総会の決議をもってPTAを解散することができる。

第9条 会計監査

1. この会の経理を監査するために、2名程度の会計監査をおく。
2. 会計監査の任期は原則2年とし、再任をさまたげない。
3. 会計監査は、会計経理の監査を行い、必要に応じ監査報告を行う。

第10条 地域コミュニティーチーム

1. 地域コミュニティーとの連携を図るため、次のチームメンバーを置く
 - 浜松市PTA連絡協議会チーム 1名程度（当該年度の当番による）
 - 高台健全育成会チーム 4名程度
 - 城北小学校区体育振興会チーム 1名程度
2. 地域コミュニティーチームのメンバーの任期は原則1年とし、再任をさまたげない。
3. 地域コミュニティーチームのメンバーは、サポートセンター員との連携を図りながら、各団体の役員または委員等として活動を行う。
4. サポート局員は、必要に応じて地域コミュニティーチームメンバーを兼務することができる。

第11条 サポートセンター員は本PTA会員であることを要し、総会において選任及び解任されるものとする。ただし、顧問たる前代表（旧前会長）についてはこの限りではない。

第12条 サポートセンター員が本会の体面を傷つけ、また、目的及び方針に反する行為を行った場合、総会の決議によりサポートセンター員を解任することができる。

第6章 サークル

第13条 本会の事業を遂行するため次のサークルを置く。ただし各サークルにおいて一定数の立候補者がいない場合は、そのサークルの活動を当年度に限り休止できる。

- 1 パトロール部
- 2 イベント部
- 3 旗振り部

第14条 サークルの組織は、別に定める規定による。

第7章 会議

第15条 本会の会議は、次の通りとする。

- 1 総会
- 2 サークル統括部会
- 3 サポートセンター会
- 4 各サークル会

第16条 総会は代表が招集し、毎年度初めに速やかに開催する。但し、代表が必要と認めたときは書面又は電子処理を用いた総会または臨時総会を開くことができる。この場合、議決権の行使は、議案に対する賛否を記載できる議決権行使書により行う。議決権行使書の未提出・白紙提出は賛成に含むものとする。

第17条 総会の機能は次の通りとする。

1. 規約の決定及び変更
2. 予算及び決算の審議
3. 活動計画の決定
4. そのほか必要と認めた事項

第18条 サークル統括部会はサポートセンター員、各サークル代表、及び学校代表によって構成し、必要に応じて開催するものとする。ただし、その開催についてはサポートセンター会で協議し、その都度判断するものとする。その機能は次の通りとする。

1. 総会及びサークル統括部会に提出する議案の作成
2. 総会及びサークル統括部会で、議決された事項の処理
3. 翌年度サポートセンター員の承認
4. そのほか必要な事項

第19条 サポートセンター会はサポートセンター員・顧問、及び必要に応じてサポートセンター経験者をもって構成し、必要に応じて開催するものとする。その機能はPTA活動全般にわたり広く協議し、活動の方向性を決めるものとする。

第20条 サークル会は総会及びサポート統括部会の計画に基づいて必要な活動を行う。サークル会は、各サークル員でそれぞれ構成し、各専門事項について企画立案し、サークル統括部へ提出する。但し、緊急を要する事項については、代表の承認を得て執行することができる。

第 21 条 サポートセンター並びに各サークルが、学校と連携して学年に関する諸問題を取り扱う。

第 22 条 会議の議決は出席者の半数以上の賛成がなければならない。

第 8 章 会 計

第 23 条 本会の経費は会費・その他の収入をもってこれに当てる。

第 24 条 会費は一家庭 1,000 円の負担とする。但し、手数料等が発生した場合はそれに含まない。

第 25 条 本会の資産は、第 2 条の目的達成のため以外には使用できない。
資産の使用時は支払証明書に記入し、会計担当・代表の審査を必要とする。
支払い可能か判断が難しい場合、サポートセンター内での協議又は、会計監査人を含めた協議にて判断する。

第 26 条 本会の会計は、総会において議決された予算に基づいて行うものとする。

第 27 条 本会の予算編成はサポートセンター会において行い、総会の議決・承認を得なければならない。

第 28 条 本会の決算は会計監査を経て総会にはかり、承認を得なければならない。

第 29 条 会計に関する書類の保管期間は 2 年とする。

第 30 条 納入された会費及び寄付金は、原則返還しない。
年度途中の転出及び退会においては、返金しない。
年度途中の転入及び入会においては、その年度の P T A 会費は集金しない。

第 31 条 本会の会計年度は 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

第 9 章 補 則

第 32 条 本規約の改正はサークル統括部会の審議を経て、総会の承認を経なければならない。

第 33 条 本会に下記帳簿を置く。

- 1 サポートセンター並びにサークル員名簿
- 2 会議記録簿
- 3 会計簿
- 4 P T A 入会者名簿
- 5 その他必要と認めるもの

帳簿で個人情報を取り扱う場合は、※個人情報取扱い規則に準ずる。

※個人情報取扱い規則

①個人情報の管理は、IT 担当者を中心にサポートセンター内で行う。

②次の目的のために利用する。

(1) 名簿作成 (2) 会費請求、管理・運営の連絡 (3) 文書の送付

③次の事項を取り扱うものとする。

(1) 氏名 (2) 電話番号、メールアドレス (3) サポーターの子どもの氏名・学年・組・出席番号

④個人情報は適切に管理し、一年毎または不要となった時は適正にかつ速やかに廃棄する。

⑤収集した個人情報を、本人の同意を得ずに第三者に提供しない。

第34条 PTA会員は相互の親睦をはかり教養を高めるために同好会を置くことができる。

本規約は、平成6年4月1日より実施する。

改正 平成10年4月24日

改正 平成12年4月25日

改正 平成13年4月24日

改正 平成15年4月22日

改正 平成19年4月29日

改正 平成23年4月24日

改正 平成26年4月26日

改正 平成28年4月23日

改正 令和2年5月8日

改正 令和3年5月7日

改正 令和3年12月22日

改正 令和5年1月10日

大幅改正 令和6年2月2日

本規約は、令和6年4月1日から施行する。

浜松市立城北小学校PTA各サークル規約

第1条 サークルを次の3部門とし、それぞれの立場において活動する。

- 1 パトロール部 2 イベント部 3 旗振り部

第2条 各サークルにサークル員若干名（その中から代表1～2名）を置く。

第3条 各部の活動は、次の通りとする。

1. パトロール部

- (1) 校外生活全般にわたる指導（生活指導・交通安全指導）
(2) 危険箇所の表示とパトロール

2. イベント部

- (1) 家庭・地域の教育力を高めるための研修
(2) 役員並びに会員の研修
(3) 会員相互の親睦を図るための企画
(4) 児童及び会員の知識向上を図る

3. 旗振り部

- (1) 旗振り当番を円滑に実施するために必要な準備、連絡調整
(2) 旗振りボランティアに関する活動

付 記

サポートセンター並びに上記各サークルにおいての活動は、次の通りとする。

- (1) 各学年の関する諸問題について改善方法の協議
(2) PTA活動に関する広報

第4条 本規約の改正はサポートセンター会、サークル統括部会の審議を経て、サポート統括部会の承認を受け決定する。

本規約は、平成6年4月1日より実施する。

改正 平成23年4月24日

改正 平成30年3月2日

改正 令和2年5月8日

改正 令和3年12月22日

改正 令和5年1月10日

大幅改正 令和6年2月2日

本規約は、令和6年4月1日から施行する。

浜松市立城北小学校PTAサポートセンター員等選任規約

第1条 規約第6条5項の規定に基づきサポートセンター員等の選任について定める。

第2条 代表及び副代表、サポートセンター員の選出は、次の方法による。

1. 代表は立候補、またはサポートセンター員の互選により選出し、総会の承認を得る。
(1) サポートセンター員の選考は立候補のみとする。

第3条 顧問は前代表及び校長が就任し総会にて報告する。前代表については例外として会員資格に関わらず就任することができる。

第4条 校外顧問はサポートセンター員選考委員会の推薦により代表が委嘱し、総会にて報告する。

第5条 会計監査は、立候補またはサークル統括部を経験した中からサポートセンター員等の推薦等により選出し、サークル統括部会及び総会の承認を得るものとする。

第6条 地域コミュニティーチームメンバーの選出は、次の方法による。

1. 各チームメンバーは立候補により選出する。
2. 地域コミュニティーチームのメンバーの選出は、地域との円滑なコミュニケーションのため、前年度末にPTA入会予定者の中から選出できる。

第7条 サークル員の選出は、次の方法による。

1. 各サークル代表はサークル員の中から立候補または互選により選出する。
2. 教師委員は教師の中から選出し、サークル毎に若干名とする。
3. 選考されたサークル統括部員は総会において承認を得るものとする。
4. サークル統括部員またはサークル員の任期は1年とし、再任を妨げないものとする。

第8条 サポートセンター員の選出に際し、次の各号に該当するものは選考対象から除外する。ただし、立候補についてはこの限りではない。

1. サポートセンター員（旧会長・副会長）経験者
2. 会計監査の任期満了後5年間
3. 城北小PTAの委託により地域コミュニティーチームとして浜松市PTA連絡協議会の役員または委員等に就任し、その任期満了後5年間

第9条 サークル員の選出に際し、次の各号に該当するものは選考対象から除外する。ただし、立候補についてはこの限りではない。

1. サポートセンター員（旧会長・副会長）経験者
2. 会計監査経験者
3. 城北小PTAの委託により地域コミュニティーチームとして浜松市PTA連絡協議会の役員または委員等を経験した者
4. サークル統括部会（旧常任委員）の任期満了後5年間

第10条 本規約の改正はサポートセンター会、サークル統括部会の審議を経てサークル統括部会の承認を受け決定する。

本規約は、平成23年4月1日より実施する。

改正 平成24年4月28日

改正 平成 30 年 3 月 2 日

改正 令和 2 年 5 月 8 日

改正 令和 3 年 5 月 7 日

改正 令和 3 年 12 月 22 日

改正 令和 5 年 1 月 10 日

大幅改正 令和 6 年 2 月 2 日

本規約は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。